

架蔵写本『鎌倉大草紙』紹介と翻刻（三）

田　　口
寛

はじめに

本稿は、『日本文学研究』四七（本誌前号）に掲載された拙稿「架蔵写本『鎌倉大草紙』紹介と翻刻（一）」と、梅光学院大学『論集』四五⁽¹⁾に掲載された同題の拙稿（二）との、さらなる続篇である。本稿（三）は、第二八丁ウラ初行から第四一丁オモテ初行までを収めることとする（文脈を重視したことによる）。第二八丁ウラの始まりは、従来『鎌倉大草紙』の「下巻」といわれている部分の始まりと同じである。

本稿の今回翻刻した部分について、特筆すべき点を、前稿同様に本稿においても取り上げたい。

一 本稿翻刻部分から見えてくること

本稿翻刻の部分について、従来比較的注目、言及されてきているのは、足利学校建立記事（三〇〇より）・『太平記』関係記事

（三八〇より）・上杉憲実終焉記事（四〇〇より）等であろう。これらについて、特に旧来の通行本である『群書類従』所収本（以下「類従本」）との比較を中心に述べていきたい。

まず足利学校建立記事について、応仁元（一四六七）年に学校を移築した人物の名を架蔵写本は長尾「景久」と記すが、正しくは類従本や彰考館本等にあるように「景人」である。この点、架蔵写本は類従本に対する下位性を窺わせている。ただし、「景人」の名を「景久」と誤るのは独り架蔵写本のみではなく、少なからぬ伝本に見られ、既刊の国立公文書館四冊本・国学院本も同じく「景久」としている。

しかし、一部表記が正確であるからといって、架蔵写本やその他の伝本に対する類従本本文の優位が全面的に示されるかといえば、無論そのようなことはない。

例えば『太平記』関係記事について、記事中に紹介される『太平記批判記』（架蔵写本の表記は「大平記批判」という未詳文献

の作者を、国立公文書館四冊本・国学院本に留まらず彰考館本ほか諸本のほぼ全てが、「橋河入」と記している。ところが類從本(及びその転写本)のみは、この部分を「たちばな河人」と記しており、かつて後藤丹治氏はこれについて「立花入道の太平記批判記」とされた。⁽³⁾これに対し金田喜三郎氏は、「橋河内入道で楠木氏関係を名乗る人かと思う」とされたが⁽⁴⁾、加美宏氏は再び、大友貞載を祖とする立花氏(……(稿者略)……)の一族の者とみなす所説もすてがたいものがあるといえよう⁽⁵⁾と、「たちばな」が「立花」である可能性を考慮された⁽⁶⁾。『太平記批判記』という文献が実際に出現した時に如何様であるかという問題はなお可能性として残るが、「鎌倉大草紙」の原表記という視点において定めるならば、ひとまずは金田氏のように「橋」としておくのが穩当⁽⁷⁾であろう。

また、上杉憲実終焉記事についてである。晩年に大内氏を頼った憲実の終焉地である瑞雲山大寧護国禪寺、即ち大寧寺(現山口県長門市深川湯本)について、類從本は「長門国深川大寧寺」「深川大寧寺」とする。これは地理的に正しいが、諸本はいずれも「周防国深川(の)大寧寺」「山口大寧寺」と、誤った地名表記をしており(伝本により「大寂寺」「山内」等、若十の表記幅はあるが)、逆にこちらが原表記であることが推定される。ところでこの誤認は、単に大内氏が周防国山口に拠ったことに影響されたものであろうか。あるいは同寺が、山口にて家臣の謀反に遭

い逃れた大内義隆の終焉地でもあるという関連性に引き寄せられたものとは考えられないであろうか。もし後者であれば、義隆没年である天文二〇(一五五一)年以降に『鎌倉大草紙』が成立したことでも示唆しよう。そのように考える理由の一つには、『鎌倉大草紙』は憲実(一四一〇~六六)と大内義興(一四七七~一五二八)とをまるで同時代人であるかのように記しており、生存期間の全く重ならない両者の世代差が曖昧になるほど後の時代に書かれた可能性が考えられるからである。

以上は、必ずしも善本とはいひ難い類從本が近世に出版され以来、通行本としての地位を獲得してしまっていることを相対化するとともに、僅かながらでも研究を進展せしめんとしたものである。各説の検証については、なお後考を期したい。

一 架蔵写本『鎌倉大草紙』翻刻

(翻刻凡例は前稿を参照されたい)

【翻刻本文】

一 鎌倉成氏は同姓持氏一乱の時永享十年十一月朔日/永寿王と申五才にて鎌倉に八幡社迄落しける瑞泉寺/昌在西堂懷にて常陸の国住人筑波別当大夫郎等一人御/供申甲州へ忍ひて鍛冶か家に隠れ夫より信濃へ落行/大井越前守持光を頼居給ひしが同十三年三月四日舍/兄一人常陸国中郡に蜂起して逆心を企同廿一日結

城／氏朝を頼み籠城有しかば大井持光か家臣蘆田清野／二人をつけて六才の時結城の城に籠城す結城落城／の時兄弟三人生捕にして上りけるを舍兄一人は十三／おとなしく御座有ければ是美濃国垂井の道場金輪寺にて生害す永寿王殿六才にていた東西不覚の体（28ウ）なれば一命を助け美濃の主護土岐左京大夫に預けらるゝ此人如何なる果報にや兄弟三人同心に上り一人は殺され／候へとも不思儀に命助り給ふ事只事あらず偏に神／明の御加護なり此人誕生の時より御祈祷師にて／ありし僧此人上洛の前夜一首の歌を夢中の告を／蒙りけり／

つみの身をよそにさながら引かへて／

つけにきゝつゝよろこひとしれ／

彼僧余りに難有御告なれば此歌を巻数の裏に書つけ／餞別の時奉りけり去程に関東には上杉安房守入道鎌倉／に居住して政務を司りけり昔より主人に向て敵を（29オ）なす人廿余年の内子々孫々迄不亡と云事なし清盛公／は白河の院に敵対申高倉の宮を討申子孫（絶カ）給ぬ木曾／殿も又程なく亡ひ其外西海の合戦にも帝に向てあた／をなしける武士皆冥加尽ぬ承久の乱に義時三王を／亡し時政頼家を失ひしは道理にあたりけるにや子／孫相続は有けれ共其身冥加尽時政は被押籠愁死義時／又召仕ける童子のために害されうせ泰時が一男時氏／早世二男武藏二郎十六才にて家人のために討れぬ／ケ様の事に驚きければ泰時〔上〕は帝王を敬ひ礼義を／不亂神明を尊み仏法を建立し士をなて民を／なつけ口を責心を不安

孫の時頬是を請て猶主（29ウ）君を崇ひ謹て此事を専とせしかば天下安全に／治りけり上杉安房守も此人々には及はされ共かたの如く／礼法を貴み民を撫て政道を専らとして諸士を／あはれみ絶たるをつき捨れるを起し政道正しく／して人のなげきもなかりけり武州金沢の学校は／北条九代の繁昌のむかし学問ありし旧跡也又上／州は上杉が分国也ければ足利は京都井鎌倉御名字の／地にて他に異りとかの足利の学校を建立して種々／の文書を異国より求め納ける此足利の学校は上代／承和六年小野篁^本奥守（奥）の傍記「本ノマ」は墨塗りにて抹消してあるが、塗抹は別筆か）になりて下向の時此所に学／問所を建てるよし其旧跡今に残りけるを応仁（30オ）元年長尾景久が沙汰として政所より今の所に移し／建立しける近代の開山は快元と申禅僧也今度安房／守公方御名字かけ（本行の「か」の字は「の」に「か」を重書）の地なればとて学領を寄進して／弥書籍を納め学徒をれんみんすれば此頃諸國大に／乱れ学道も給^{絶カ}たりしかと此處日本一所の学校と／なる是より猶以上杉安房守憲実を諸國の人も誉さ／るはなし西国北国よりも学徒悉集るかくて京都にも／不慮の事出来て將軍義教公も御果其御子義勝公も／御早世其御第三寅公／へ幼なくして將軍に備り給ふ／三管領の相談にて慈悲を専とし天下を治め給ふ／爰に越後の国の守護人上杉相模守房定関東の諸士と（30ウ）評議して九ヶ年か間毎年上洛して捧訴状を基氏／雲孫永寿王殿を以て関東の主君として等持院殿／の御遺命守り京都の御堅めたる

へきよし望て無／数の圭幣をついやし丹精を尽しなけま申ければ
／諸奉行人も尤と感し頻りに吹笙申ける間宝徳元年（「宝徳元年」
の左傍に「イ本ニ文（キヌカ）盜（ハシカ）卯トアリ」）／正月御沙汰有て土岐左京大
夫持益に預られし永寿／王殿をゆるし亡父持氏の跡を給り公方御
対面あり／御太刀御馬被下同／二月十九日より関東へ下らるゝ此若
君の和歌の師にてありし正徹書記餞別の歌ヲ送らる／

「あやうきを天かけりてや守りけん雲井のつるが岡〔の〕人（ヒカ）

の神／

一九年きみ九重のうちをたに見す・も（「すも」）と書いた後に
に「と」を補入）なれし月な忘れそ（31オ）

三いにしへの契りたかへす栄なは都を仰け君か行す／
此人五才の時被召捕十三にて関東の主となり被下向こと／君恩と
は申ながら偏に鶴か岡八幡宮往納天神の御加／護也とて上洛の時
の僧か夢想の歌を語り給へは徹書記／

よろこひと思ひ合き此秋をつけに北野ゝ夢のしるしは／

斯て永寿王殿関東に趣き給ふ是により上杉相模〔守は〕越／後上
野の境へ出向ひ政事を輔佐し同顯定は上野國／府中へ参還御の御
支度を馳走申され八月廿七日上州／白井を〔たち〕鎌倉へ趣き給
よし聞へければ上杉安房守も／御迎に可參と支度しけるかいや
／御父持氏兄弟御兄／三人まで憲実かために失給ひ（「失ひ」
と書いた後に「ひ」に「給ひ」二字を重書）し事定てうらめ（31
ウ）しく思召身のため子孫のため大事なりと存同廿六日／の夜子

息三人同道して伊豆の国へ落行爰にて出／家して行方しらすなり
給ふ永寿王殿は武州府中村／岡に御逗留因分寺に御座します同九
月九日鎌倉へ還／御御初は山の内の竜興院に御入後に淨智寺に御
入有て御所／御造営なり其間京都より御下知有て上杉安房守行衛
／を御尋候て伊豆の国名越の国清寺にて子息式人ともに／出家と
なり兄をは徳丹弟をは周清と名付西国へ落行／ける末子竜若丸幼
少なりければ伊豆の山家に隠し置／けるを老臣共漸々尋出し京都
へ此よし申ければ／たとへ（「は」幼少なりとも老臣共補佐せしめ
管領に任し（32オ）山の内扇谷の両家の輩相続にて京都の御下知
を請／政務を専に可致之由被仰下（ル）去間同年十一月晦日御所／出
来御移あり京より御一字を被下永寿王殿御元服有て／左馬頭成氏
と申竜若丸は上杉右京亮憲忠と号す／其後成氏より父持氏正忠死
の輩〔の〕子孫を召出し領知を／与へらる今年宝徳二年卯月晦日
夢想国師百年／忌に当り円覚寺黄梅院にて大法事有京都甲州／武
州信州の国師開基の寺より禅僧鎌倉へ集る又／京より勅使ありて
仏統国師と改贈号あり（景南／陸廣蔵門）公（◆は玉偏に「莫」。正し
くは「陞座藍田瑛公の拈香」か）爰に古持氏の御供に討死しける
里見刑部／少輔家基か子左馬助義実は房州より討て出上総半国
(32ウ)を押領し鎌倉へ参結城氏朝か息男中務太輔重朝は父／討
死の時二才にて家臣多賀谷彦次郎懷中に懷て常／陸の佐竹に落行
隠れ居たりけるか時を得て打て出／結城へ帰り譜代の家人を催し
近郷を悉く打したかへ／鎌倉へ参ければ成氏大に悦び則成朝と改

名して近／習に被召仕けり成氏こそ憲忠に対し別儀なしと／いへとも出頭の輩何も上杉安房守に被亡ける子孫なれば／折にふれ笑中に刃を磨心地して危き事とも多かり／けり其頃山の内は憲忠若輩ゆへ長尾左衛門／尉景仲／諸事を名代に執行す扇谷へは修理太夫持朝也是も／いにしへ持氏滅亡のとき憲実一味の家なれば世の中（33オ）いぶかしく大切に思ひければ出家して道朝と号し／子息弾正少弔顕房に家督を渡し憲忠を婿とし／て武州河越へ隠居して有ける然とも顕房若年／の間家臣武州尾越の大田備中守資清政務／替り／て諸事を下知しける大田長尾は上杉を仰き憲実／の徒の時のことくに関東を治めんとす此兩人其頃／東国無双の案内者也又成氏の出頭の人々篠田里見／結城小山小田宇都宮其外千葉新助は持氏／不忠あ／りしかとも同苗陸奥守か勤により成氏の味方と／なりて色々上杉を妨振權威ける間両雄は必争ふ／習なれば大田長尾と其間不和に成此儘にては如何様（33ウ）上杉退治の事程あるましとそ大田備中守長尾／左衛門尉と令相談一味同心の大名を催し事のおほき／にならざる先に此方より退治すべきよし評定して／宝徳二年卯月廿一日其勢五百余騎にて鎌倉の御所へ／押寄ける成氏は此よし火急に告来りければ用／意の軍兵もすくなくして防戦ふ事難叶して／夕部廿日夜半斗江島へ遁れ陳取給ふ是合戦難儀ニ／及ばず舟にて安房上総へ渡り重て人数を催し／合戰せんとの謀也長尾人田腰越迄寄來ける小山／下野守七里灘にて馳向ひ防戦けるか小山小勢にて家子／郎等八十余人討死して其身

も手負ひ引退敵は（34オ）大勢にて由比浜へ押来間味方千葉新助小田讚岐守／宇都宮肥前守四百余騎にて馳向ひ散々に追散責／戦ける間大田備中守長尾左衛門か郎等百余人討死／して陳床も取えず相州糟谷庄へ引退く憲忠／は今度の軍は心より起られ共叶ふましと思ひ／ければ相州七沢山江櫛籠の爰に上杉安房守入道か舎弟／道悦と申禪僧自駿州江島の御陣へ参り頻りに憲／忠父子が不儀の造意にあらず偏に家人ともの企／にて候へは御寛宥有て御和平被成可被下由訴詔申／ければ成氏御納得有て御優免のよし被仰出ける／諸人悦び鎌倉無事に静りける此時成氏より京都へ（34ウ）此旨を註進あり其状に曰

関東執務事上杉右京亮憲忠雖居其職候依／為微若長尾左衛門入道自專諸職令蔑如弓務大／田備中守入道為談合張本緩怠遂日令傍惜剰／構種々造意綺及火急候間無拵于堪忍候間去月／廿日夜移居江島候翌日廿一日為長尾大田骨張／引卒多勢寄來腰越浦致合戦之間小山下野守／家人數輩令討死候其後彼等出由比浦へ候處／千葉新助小田讚岐守宇都宮以下為味方數／剋攻戦間凶徒等被討散相州糟谷庄へ引退／致合戦張行候良棟舍弟道悦僧為無為斗略（35オ）自駿州龍越執申降參訴詔申候間以寛宥之儀父／子共令優免申付之／処參上令難波結句七沢／山構要害之由其間候次於長尾太田已下凶徒／者速可加誅罰由令成敗候此一件事不替時日／雖可致注進候相待長棟之帰國為談合言上于今／延引候／

右京亮事自元無誤候間可參上所行（歩カ）不自由／歟尤不便至候
爰憲忠被官人長尾名字數輩羽統／小幡小宮山以下數十人馳參
安房守入道候関東可執行政務之由可被仰下候／
去廿一日合戰時戰功輩中江可被成下御感之御教書候（35ウ）
関東諸侍并武州上州一揆輩中へ可致忠節旨／被成御教書候者
尤可然存候／
勝長寿院門主若宮社務◆（采）に「」か）村何居當帰候
〔一〕奉對京都一切不存私曲候於自今以後も可抽無一忠勤肝
要安房入道縱雖居傍候早速可相帰旨被／下上裁候者可畏入候
此等趣可然様令披露給候／恐惶謹言／
五月十二日 成氏／
左衛門督入道殿／

同八月成氏鎌倉へ御帰國同十月憲忠御免を蒙り七沢より帰参／に
是は京公方之御教書下り成氏和融有りし故也（36オ）
(この一面空白) (36ウ)

斯て京都より御下知有て今度成氏江不儀の輩令／優免憲忠と和平
可有由竜西堂鹿王院御使として／下向之間成氏より一色宮内大輔
武田右馬助を以て／被仰下ければ憲忠無拗して七沢の城より山の
内へ／帰り御所へ出仕有けり太田備中守長尾左衛門尉も御／免を
蒙り御所へ出仕申御太刀御馬進上申憲忠（忠）の左傍に「〇」

を／も鎌倉へ帰参可有よし京都よりも被仰下成氏公／も再三御使
ありけれ共終に不參伊豆国名越国清／寺にて出家となり隠れ居け
るか後には舍弟道悦／長老と同道して行脚す此道悦は初（は）上
杉三郎／重方と申けるが中年より遁世出家して硯屋和（37オ）尚
の御弟子にて無双の道人也又此天長山国清寺と／申は上杉代々の
氏寺にて尊氏將軍の御叔父兵庫／頭憲房法名は瑞光院雪溪道鉄の
ために其子息／上杉民部大輔憲顯応安元年初て建立の所なり／此
寺の開山は仏元禪師の御弟子夢想國師の師に／高峰仏國禪師の御
弟子無礙仏真禪師開祐の／願宗也此憲房建武二年正月廿七日宮方
山門より／寄來候時將軍御兄弟危く見へさせ給へは憲房／中御門
京極にはせふさかり散々に防戦ふ家子郎等／皆討死して深手負不
叶して祇（祇）林地感堂／に入て自害して失給ふ間に將軍御兄弟寺
戸（37ウ）の辺まで通給ふたれば（た）の字は「多」の草仮名
を朱点にて補筆し「さ」と訂正此合戰の初より將軍に一門／近
臣数多有といへ共まさしく御命にかわりけるは／此人初なるへし
然といへとも太平記に記しもら／しける故末代に人はをしらす此
太平記と申書は／尊氏の時分より五十年以後撰ひ集たる記にて／
もれぬる合戰も数多有南方の軍関東奥方の／合戰一円落ぬるよし
橋河入が記しける太平記／批判（記）に載たり同書に曰京都
（都）の左傍に「〇」村雲大林寺の開基妙／喆侍者は夢想國師
の法眷にて錦少路殿の師也／高武藏守に惡まれ関東へ下り鎌倉五
山淨智寺／に住大同妙喆大和尚と号す同所の五山寿福寺 住心印

(38オ) 可直和尚の師也悟道発明の人にて法身堅固にして／正念に終り給ひし事其寺の旧記に残れり然共／太平記には首て知らざる事を如何成無智の愚盲／のわさにや有けむ妙詰を妙吉ト云或は愛宕の天／狗の化したると記し置ける也とあり然而此／憲房をは公方家何もふかく敬ひ給ひ御吊も念頃也／憲顕此寺を開基旦徒と成七堂を建立し朱樓／紺殿雲にそはたて雨杉風檜甍を並へ四時座禪四／三時の勅不退勤修の砌也惣而五百人の僧徒を置／此開山仏真禪師応安二年七月十三日入滅有憲／顕は応安元年九月十九日於足利御陣所六十三才にて (38ウ) 逝去号國清寺桂山道昌さて又此寺第二祖は源叟／妙本和尚と申て仏國の御弟子也第三祖は無二位一／和尚仏心国師の御弟子第四仏果禪師開山仏真／禪師御弟子第五回中和尚仏乘禪師御弟子第六／東洲和尚仏寿禪師御弟子第七心即和尚妙詰侍／者御弟子第八大光禪師仏印僧可和尚と申は上杉／兵庫助憲將の子息なり東国無双の禪智職にて／父の命により入唐して在唐十ヶ年の後帰朝／して応永四年正月廿六日七十八歳にて示寂す／第九は古剣妙沢和尚と申は夢想國師の御弟子にて／不動明王の化身也児の時より好みて不動明王の (39オ) 御影を繪書給ふ中年にて余り不動の像あまた／有ければ取集め箱二入古き藏二入置給へは其箱より／「火」炎もへ出ける寺僧驚き此火をけし箱を開き／見れば不動の像より火炎出ける也是より明沢／和尚の書給ふ不動の威徳有ける事を人まねく／知りける也さてこそ此和尚をは不動化身とも申ける／かゝる有徳高行の禪僧(「僧」の左

傍に「〇」) 止住の勝地の寺なれば當來／值遇の結縁も空しからしと覺ける其後勅特／賜天長山國清万年寺と号す鎮守の社は清瀧／權現文殊明神来宮明神杉崎明神祇園天王／感王權現鷲頭明神四阿山權現等を崇又上杉代々 (39ウ) 武州の守護にて有し故にや武藏府中六所の明神／をも此寺の内に勧請して社檀あり憲実兄弟も先祖代々の寺なれば此寺にかくれ其後舟にて西国へ／趣き周防國へ行脚あり爰に其頃中國の大内殿／威勢中国九州ニ振ひける都には武衛細川畠山の三／家ともに末に成其家何れも一ツにわかれ合戦有一人し／て天下の御後見を望み (〔を望み〕は衍字か) 難叶大内は大名にて威勢／も有ければ天子の御後見を一度都に登り公方の執／事とあふかれ政道を補佐せん事願ひけれ共三家／の外は執事の例も (なし) 叶ましとて多年望を空して／過しける時憲実入道此所へ來りけるこそ幸なれと (40オ) 大に悦て憲実入道を雲洞庵高岩長棟庵主と称し／周防國深川の大寧寺と (申か) 会下寺に移し置き／馳走渴仰して則大内殿は憲実の養子になり／上杉山の内の系図を継ぎ篠の丸にまひ雀の幕の／紋を請て憲実を御父とて崇敬限りなし／其後大内殿都へ登り上杉は関東管領の家なれば夫を継候て京都の執事職は子細有間敷よし申上／ければ公方よりも禁中へ奏聞有ければ尤其寄有／とて御免有て大内左京大夫義興初て上杉より請て／京管領に任せられ御後見室の如く叶ひける其後／憲実ははるかに年うつり寛正七年三月六日 (40ウ) 山口大寧寺にて終り給ひける也／

注

(1) (2)

二者ともに、一〇一二年一月刊行。

（2） 景人については、同族の景春及び長尾氏全体についてまとめ直した黒田基樹氏編著『シリーズ・中世関東武士の研究 第一卷 長尾景春』（一〇一〇・一 戎光祥出版）を近年刊行の参考文献として挙げておく。

(3) 前掲拙稿「架蔵写本『鎌倉大草紙』紹介と翻刻（一）」等を参照。

(4) 「岩波講座日本文学 日本文学書目解説（四）室町時代」（一九三一・三 岩波書店）「第二 軍記物語」「太平記」。なお、「河入」が「入道」となっている点も含め、表記の改変に対する説明はない。

(5) 『太平記研究——民族芸術の論——』（一九九一・一〇 新典社）所収「寛正本『梅松論』について」。初出は一九六六・一。

(6) 『太平記』と守護大名（一九九八・三 長谷川端氏編『軍記 文学研究叢書8 太平記の成立』汲古書院）。

(7) 『太平記』周辺の文献に関しては、近時、今井正之助氏『太平記秘伝理尽鈔』研究（一〇一二・一 汲古書院）がまとめられたことを挙げておく。ただし、『太平記批判記』については言及されていない。

(8) 東国の大治乱を叙述の中心とする『鎌倉大草紙』の成立圏の問題も考慮されるべきであるが、早くとも義興の没年より後ではなかろうか。この推測は、菅原正子氏『上杉憲実の実像と室町軍記——『鎌倉大草紙』『永享記』をめぐって——』（一九九

七・六 民衆史研究会『民衆史研究の視点——地域・文化・マイノリティ——』三一書房）が、『鎌倉大草紙』がその特徴とする上杉氏贊美の記述は、特に上杉憲実を絶賛することでその頂点に達した。この上杉氏贊美は、書かれた時代的背景にその原因があると考えられる。すなわち、鎌倉公方足利持氏の子成氏は、享徳四年（一四五五）に下総下河辺にたてこもり古河公方と呼ばれた。一方、幕府からは長禄二年（一四五八）に足利政知（義教の子）が伊豆堀越に下向して堀越公方と呼ばれたが無力であり、鎌倉を実質的に支配していたのは関東管領山内上杉氏であった。そして、新たに登場した北条早雲の攻略により、永正九年（一五二二）に鎌倉は早雲の手に落ちたのである。

『鎌倉大草紙』が書かれたのは、この成氏の古河公方化と北条早雲の鎌倉入手の間の、山内上杉氏が鎌倉府の実権を握っていた時期と考えられる」と説かれるよりも時期を遅らせることがある。

付記

本稿は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）・若手研究（B）／課題番号：JSPS科研究費24720112による成果の一部である。

追記

前四七号の翻刻に不備があった。補足してお詫びしたい。

- 第七丁ウラ第九行は、原本「……引付」まで。以下次行。
- 第一三丁ウラ第四行は、原本「……持氏公井」まで。以下次行。